

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十一号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年広島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	円 367,600	円 307,800	円 250,400	円 50,500	円 10,000
1 年 以 上 2 年 未 満	367,600	307,800	250,400	50,500	8,000
2 年 以 上 3 年 未 満	367,600	307,800	250,400	50,500	6,000
3 年 以 上 4 年 未 満	367,600	307,800	250,400	50,500	4,000
4 年 以 上 5 年 未 満	367,600	307,800	250,400	50,500	2,000
5 年 以 上 6 年 未 満	367,600	307,800	250,400	50,500	
6 年 以 上 7 年 未 満	367,600	307,800	250,400	48,700	
7 年 以 上 8 年 未 満	367,600	307,800	250,400	46,900	
8 年 以 上 9 年 未 満	367,600	307,800	250,400	45,100	
9 年 以 上 10 年 未 満	367,600	307,800	250,400	43,300	
10 年 以 上 11 年 未 満	367,600	307,800	250,400	41,500	
11 年 以 上 12 年 未 満	367,600	307,800	250,400	39,700	
12 年 以 上 13 年 未 満	367,600	307,800	250,400	37,900	
13 年 以 上 14 年 未 満	367,600	307,800	250,400	36,100	
14 年 以 上 15 年 未 満	367,600	307,800	250,400	34,700	
15 年 以 上 16 年 未 満	367,600	307,800	250,400	33,300	
16 年 以 上 17 年 未 満	363,600	304,500	247,800	31,900	
17 年 以 上 18 年 未 満	359,600	301,200	245,200	30,500	
18 年 以 上 19 年 未 満	355,600	297,900	242,600	29,100	
19 年 以 上 20 年 未 満	351,600	294,600	240,000	27,700	
20 年 以 上 21 年 未 満	347,600	291,300	237,400	26,300	
21 年 以 上 22 年 未 満	330,700	277,500	225,400	25,700	
22 年 以 上 23 年 未 満	313,500	263,500	213,500	25,100	
23 年 以 上 24 年 未 満	296,800	250,000	201,500	24,100	
24 年 以 上 25 年 未 満	279,900	236,100	189,700	23,500	
25 年 以 上 26 年 未 満	263,000	222,400	177,900	22,900	
26 年 以 上 27 年 未 満	242,200	204,800	163,500	22,300	
27 年 以 上 28 年 未 満	221,800	187,700	149,200	21,700	
28 年 以 上 29 年 未 満	201,400	170,400	134,900	20,900	
29 年 以 上 30 年 未 満	180,600	152,800	120,600	20,600	
30 年 以 上 31 年 未 満	158,700	134,800	105,600	20,200	
31 年 以 上 32 年 未 満	136,800	116,500	90,800	19,600	
32 年 以 上 33 年 未 満	115,100	98,600	75,600	18,700	
33 年 以 上 34 年 未 満	83,200	72,600	56,500	17,800	
34 年 以 上 35 年 未 満	53,400	48,300	38,100	17,100	

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行し、平成二十七年四月一日から適用する。